

にし阿波いちごインターンシップ研修生募集要領

1 目的

いちご栽培に関心のある就農希望者を対象に、にし阿波のいちご農園において地元農家や農業法人の指導のもと短期の農業就業体験を行うことにより、自らの農業適性を確認するとともに、にし阿波のいちご栽培について知見を深め、就農・就業意欲を醸成する。

2 参加者の要件

にし阿波いちごインターンシップ（以下、「インターンシップ」という。）の参加者は、次の要件を全て満たす者であること。

- ①職業としていちご栽培に関心があること
- ②体験先の農業者の指導に従い、就業体験を受けること
- ③就業体験に係る傷害保険等に加入すること
- ④別に定める事項に誓約すること

3 インターンシップの内容

(1) 体験内容

研修ハウス「にし阿波トベリーファーム*」もしくは、にし阿波いちごタウン構想コンソーシアム事務局（徳島県三好農林事務所（三好農業支援センター）。以下「事務局」という。）が指定する農家において、育苗や栽培管理、収穫、出荷などを体験する。なお、季節によって体験内容・体験の時間帯は異なる。

*にし阿波トベリーファーム…最新の環境制御システムを備えた、就農希望者向けのいちご栽培研修用兼観光農園（徳島県三好郡東みよし町足代小原4590-1）

(2) 実施時期

令和8年7月～令和9年3月

(3) 体験期間

1日から3日間程度

(4) 体験時間

概ね8時間（移動時間含む※1）。なお、実施時期※2によって開始・終了時間は前後する。

※1 指定の宿泊施設から農園までの移動は、体験先の農家等の車両に同乗

※2 夏秋いちご収穫期は、早朝からの作業となる

(5) 費用負担・助成

①費用負担 農業体験にかかる受講料は無料とする。なお、交通費、食事代、傷害保険料、作業に必要な準備物（作業着、軍手、長靴等）、体験が中止となった際のキャンセル料等は参加者の自己負担とする。

②助成 宿泊費について、事務局指定の施設（農林漁家民宿等）に宿泊する場合は、1泊につき5,000円を事務局が負担し、参加者はそれを減じた

額を負担する。

4 インターンシップの申込み

にし阿波いちごインターンシップ申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）により、希望する開始日の3週間前までに、次の提出先へ電子メール、郵送、もしくはファクシミリにて提出を行うものとする。なお、送信後に必ず電話で着信を確認するものとする。

【提出先】

〒778-0002

徳島県三好市池田町マチ 2415

徳島県三好農林事務所 農業支援担当（三好農業支援センター）

にし阿波いちごタウン構想コンソーシアム事務局

電話：0883-76-0654 ファクシミリ：0883-76-0453

メール：miyoshi_nourin@pref.tokushima.lg.jp

5 インターンシップ受入決定及び実施に係る手続き

インターンシップの参加申込から実施に至るまでの手続き等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。また、事前相談及び参加申込書の提出については、第4項の規定によるものとする。

(1) 面談の実施

事務局は、参加申込書を受理した後、参加希望者に対し WEB 会議システム又は電話による面談を実施し、体験の目的や希望する作業内容等の確認を行うものとする。

(2) 体験先（受入農家）の決定

事務局は、前号の面談結果を踏まえて体験先（受入農家）を決定し、速やかにその結果を参加希望者へ通知するものとする。

(3) 体験先との事前打合せ

参加希望者は、受入先農家の決定後、当該受入先農家と WEB 会議システム又は電話により、当日の作業内容、詳細なスケジュール、持参物等について事前の打合せを行うものとする。

(4) 最終確認の連絡

事務局は、インターンシップ実施日が近接した段階で、参加希望者に対し電話又は電子メールにより、集合時間、集合場所及び緊急連絡先等の最終確認を行うものとする。

(5) インターンシップの実施

参加希望者は、前各号の手続きを経た上で、受入先農家において農業インターンシップを実施するものとする。

(6) アンケートの実施

インターンシップに参加した者は、実施終了後、事務局が別途定めるアンケートに回答し、提出するものとする。

6 個人情報の管理について

本事業の実施に関して収集した個人情報については、県の個人情報保護条例に基づき適切に管理し、本事業の目的以外に使用しない。

7 留意事項

- (1) 受入農業者と参加者の健康状態、災害の発生、感染症のまん延等の理由により、やむを得ず体験を中止する場合がある。
- (2) ご本人の了承を得た上で、研修中の写真等を広報物に掲載する場合がある。
- (3) 本事業に係る予算が上限に達した場合、実施期間中であっても事前予告なく募集を終了するものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和7年5月1日から適用する。
- 2 本要領は、令和8年5月1日に改定運用する。